

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、Aに本社のあるB会社に採用され、同年〇月〇日からはC県C市所在の同社C製作所（以下「会社」という。）に配属され、設計・開発等の業務に従事し、平成〇年〇月〇日をもって会社を退職した。

請求人によると、会社に配属された初日に自席の後ろにいた先輩から「脇が臭い、汗臭い」と言われ、そのうち請求人の脇が臭いという噂が課内全体に拡がり、平成〇年に退職するまで会社内で毎日のように「臭い、臭い」と言われ続けたために精神障害を発病したという。

請求人は、昭和〇年〇月〇日、D医院に受診し「統合失調症」と診断され、同医院において平成〇年〇月〇日まで通院治療を続けた。その後、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに転医し、同クリニックにおいても「統合失調症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは会社において「脇が臭い、汗臭い」と言われ続けたことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、D医院の初診が昭和○年○月○日であることから、統合失調症の発病は昭和○年から昭和○年頃の間と推測される旨述べている。また、D医院G医師作成の平成○年○月○日付け診療情報提供書からは、統合失調症と診断され、昭和○年○月○日から平成○年○月○日まで受診していたことが確認できる。

当審査会としても、F医師及びD医師が統合失調症と診断し、昭和○年○月○日から現在まで、統合失調症に対する治療が続けられていることから、請求人は、昭和○年○月頃にICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められない。

イ 「特別な出来事以外」について

請求人は、冷蔵庫製造部技術課に配属された初日から退職まで連日のように同僚らから、「脇が臭い。汗臭い。」と噂されたことや言われたことが原因で統合失調症を発病した旨主張しているが、当審査会において、本件の一件記録を精査するも、その事実を確認することはできない。また、F医師は、国民年金・厚生年金保険の障害給付申請用診断書において、初診時の請求人の所見として、「腋窩臭があつて、そのために他人が自分を避ける。職場では、差別されたり、いじめられたりするという妄想があり、そのことに対しての病識は全くない。」と述べている。

以上のことから、当審査会としては、請求人の主張する出来事を業務による心理的負荷の評価の対象とすることは妥当ではないものと判断する。

(4) 以上のとおり、評価期間において、「強」と評価できる強い心理的負荷を伴う業務による出来事は認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よつて主文のとおり裁決する。